

静岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年2月20日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 竹 内 良 訓
静岡県監査委員 四 本 康 久

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|---|
| 知事直轄組織地域外交局地域外交課 | 令和5年9月29日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 | 指摘 |
| 2 件 名 | 海外駐在員の配偶者手当の不正受給 |
| 3 内 容 | 地域外交局地域外交課職員（海外事務所駐在）は、公益社団法人静岡県国際経済振興会が、配偶者を駐在先に帯同している海外駐在員に支給する配偶者手当について、平成27年10月から事案が発覚した令和4年12月までの約7年3か月に亘り、配偶者が駐在先に不在であったにもかかわらず、手当の支給停止を申し出ることなく、計7,750,873円を不正に受給した。 |
| 【措置の内容】 | |
| ①事案発生の原因 | |
| 1 当該事務所の設立の特殊事情等 | |
| ・当該事務所の設置当時、駐在先の法令上、当該駐在先の国籍を有する者又は在留許可証を有する者のみが代表者に就任し事務所を設立する必要があり、在留許可証の取得は事実上困難な状況にありました。 | |
| ・当該職員（代表者）の配偶者が当該駐在先の国籍を有していたことから、「配偶者在留許可証」の取得が可能となり、当該事務所の設置に至った経緯がありました。 | |
| ・こうした事情の中、同職員は、自身の在留許可の前提として、配偶者が駐在先に居住していることが求められていると認識していたため、配偶者の長期不在が明らかになると、自身の在留許可証が無効になり、事務所が存続できなくなるものと懸念して、配偶者が長期にわたり不在となっている事実を所属に申告できませんでした。 | |
| 2 地域外交課の状況確認の不徹底 | |
| ・地域外交課は、同職員から「配偶者が病気治療等のため日本へ一時帰国している」旨の申告を | |

受けていましたが、平成 27 年 10 月以降の駐在先に不在であった事実は、申告を受けていなかったため、把握していませんでした。

- ・当該職員においては、平成 27 年 10 月に帰国した配偶者が、用件が済み次第駐在先に戻るものと考え、当初所属に申告を行わなかったところ、結果として配偶者は駐在先に戻ることはなく長期不在に至りましたが、事務所の存続を懸念したことにより、所属に対して配偶者が不在である事実を言い出すことができませんでした。
- ・地域外交課は、配偶者が一時帰国していることは承知していましたが、配偶者が不在となる期間について、当該職員に確認していませんでした。

②今後の防止策

- ・今回の事態を受け、赴任後も受給要件を満たしているか、随時、確認を行います。
- ・具体的には、当該事務所の運営状況を把握するため、年に 1 回、対面又はオンラインで実施している事務所調査時に、地域外交局幹部が、事務所長に聞き取りを行います。11 月の人事異動ヒアリング時にも聞き取りを行います。
- ・また、「公益社団法人静岡県国際経済振興会海外駐在員及び帯同家族の私費一時帰国等取扱規程」を令和 5 年 3 月 20 日に決めました。
- ・加えて、他の 3 事務所の駐在員に本事案を共有し、在外勤務手当の受給のほか、適正な事務所運営について、コンプライアンスの徹底を図りました。
- ・なお、民間における駐在員への手当の状況確認、手当のあり方の検討については、民間や国、他県の状況を注視していきます。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 知事直轄組織デジタル戦略局データ活用推進課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 オープンデータの利活用の推進</p> <p>3 内 容 オープンデータの利活用を推進するため、オープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、オープンデータを公開しています。また、オープンデータへの関心を高めるため、アイデアソン、ハッカソンを実施しています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数は年々増加していますが、令和4年度はダウンロード数が減少しています。オープンデータカタログサイトの認知度向上に努めるとともに、データに関する県民のニーズを把握する取組を進めるなど、オープンデータの利活用に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、令和7年度までの公開データセット数の目標を504件に設定し、取組を進めています。市町訪問や県、市町担当課向け説明会を行うなど公開拡充に向けた取組を行い、公開データ数は増加しましたが、目標の半数に至っていません。市町の公開状況を見ると、14項目全てを公開している市町がある反面、全く公開していない市町があるなど、取組状況の差が大きい状況にあります。</p> <p>今後、公開の進んでいる市町の取組の紹介や市町の状況に応じた支援を行うなど、関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充するよう努めてください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>オープンデータカタログサイトの認知度向上のため、企業や学生向けの出前講座を多く実施するとともに、県民からのデータ公開要望を受けて庁内データ保有課との間で公開に向けた対話を行う「ふじのくにオープンデータラウンドテーブル」を開催し、県民のニーズに合ったデータの公開を進めていきます。</p> <p>また、企業や学生等とカタログサイトを見やすく使いやすくするための意見交換を行うことに加え、国の示す推奨データセットについては、引き続き、首長等に対する働きかけを粘り強く行っていくことが有効であると考えております。住民サービスに直結する項目については、市町の公開意欲も高いことから、オープンデータの活用事例を紹介しながら重点的に公開を促進していきます。</p> <p>さらに、その他の市町の課題に対しても、今年度から段階的に、アウトリーチ型の支援を実施するなど、目標達成に向けて県・市町連携の下、取組を進めていきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 モバイルパソコンの不適切な管理</p> <p>3 内 容 デジタル戦略局電子県庁課は、令和3年度、職員にSDOモバイルパソコン計約5,300台を配布したが、令和4年度に実施したモバイルパソコン全台所在確認により7台の紛失が判明した。令和3年度中に紛失が判明した2台と合わせ、合計9台が紛失している。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>紛失の直接原因は不明ですが、大量のSDOモバイルパソコンの納品、設定、配付、旧SDOパソコンの回収等の作業を並行して進めたため、事業が完了するまでパソコンの全数棚卸を行っていなかったこと、他の配付会場や本庁への運搬時において、その都度、現物実査及び台数確認を委託業者に対して徹底させることができていなかったことが、紛失に気付くのが遅れた要因だったと考えております。</p> <p>再発防止策として、令和4年11月から「定期的なパソコンの全数棚卸」「パソコンの管理、保管場所の施錠、入退室の管理の徹底」を実施しています。また、令和5年3月に、パソコンを保管しているヘルプデスクの室内の改装（鍵付き棚、監視カメラの設置等）を行う等の対策も実施しました。</p> <p>あわせて、次回に同様のパソコン更新作業を実施する際には、事業者に対して納品時・運搬前後での現物実査及び台数確認を求める等、より厳密な管理体制での作業を徹底させるようにします。</p> <p>今後、これらの対策を徹底することにより、再発防止に努めます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|---|
| 危機管理部危機情報課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> | |
| 1 監査結果の区分 | 意見 |
| 2 件 名 | 地震防災センターの活用 |
| 3 内 容 | <p>県民の防災意識高揚及び防災対策の推進を目的として、地震防災センターを開設しています。</p> <p>地震防災センターの来館者は、令和元年度までは毎年41,000人程度で推移していましたが、令和2年度の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響及びリニューアル工事に伴う休館により、6月からの10ヶ月間で17,940人と大幅に減少しました。なお、令和3年度は24,373人、令和4年度は30,628人の来館者数となっており、回復傾向にあります。</p> <p>また、令和5年2月には、デジタル地震防災センターを開設し、来館困難者に対し地震防災を学習する機会を提供するとともに、地震防災センターへの来館者の掘り起こしにも取り組み、令和4年度中のデジタル地震防災センターへの来館（アクセス）状況は、令和5年2月16日の運用開始からの1ヶ月半で、「館内疑似見学ツアー」が2,914回、災害体験VRが25,114回となっており、今後の更なる活用が期待されるところです。</p> <p>より多くの県民の防災意識を高め、防災対策を推進するためには、地震防災センターへの来館者が掘り起こされ、地震防災学習に興味のある多くの人たちに来館してもらう必要があることから、新ビジョン後期アクションプランの目標来館者数である年間60,000人が達成できるように広報の充実・強化を図り、地震防災センターのリニューアル効果やデジタル地震防災センターの開設効果を最大限に活かし、引き続き、県民にとって有意義な施設となるよう取り組んでください。</p> |
| <p>【措置の内容】</p> | |
| <p>地震防災センターでは、見学時にインストラクターが直接説明しながら案内しており、多くの方から「非常に分かりやすい。」、「再来館や知人にも紹介したい。」との評価をいただいています。</p> <p>また、リニューアル後は、地震防災センターの活動を外へ広げる仕組みとして、出張展示キットを活用したアウトリーチ事業を展開し、県民のより身近な場所で防災啓発を実施しています。令和5年度からは、デジタル地震防災センターのVR（バーチャルリアリティ）映像を活用した「災害疑似体験」を追加し、災害を自分ごととして知る・備える・行動することの重要性を学ぶ機会を提供しています。</p> | |

さらに、人材育成研修では、オンライン受講の導入など、コロナ禍でも防災について学んでいただける環境整備を進め、受講者の拡大に努めています。

今後も、県民への防災啓発を効果的に実施できるよう、見学案内やアウトリーチ事業の充実、デジタル地震防災センターの活用等により、地震防災センターにおける情報発信力を強化し、より多くの県民の防災意識の高揚に努めてまいります。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経営管理部総務局法務課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 宗教法人に関する事務の処理遅延</p> <p>3 内 容 総務局法務課は、担当者の事務放置により、令和2年度から令和4年度までの間に宗教法人から提出を受けていた51件の申請について、事務処理を遅延させた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>1 処理簿で事案を管理することになっていましたが、同時に多数の申請があったときなどに記録漏れが生じ、担当者が処理状況を把握できなくなってしまったこと、事務の補助や進捗管理などの面で担当以外の職員の関与が十分でなかったことが本件の主な原因です。</p> <p>2 事態判明後、直ちに事案の処理を開始するとともに、以下の再発防止策に取り組んでいます。</p> <p>(1) 申請書類については、副担当職員が收受し、処理簿に必要な情報を記録した上で担当職員に渡すこととし、受付段階で複数の職員が関与する体制としています。</p> <p>(2) 月2回、副担当職員が担当職員に対し、事案の進捗状況についてヒアリングを行い、その結果を処理簿に記録することで、進捗状況の確認体制を強化しています。</p> <p>(3) 処理簿のデータを担当職員以外の職員も確認できる場所に保存するとともに、定期的に課内で供覧することにより、情報共有の徹底を図っています。</p> <p>(4) 先例が少ないなど処理が困難と思われる事案については、相談段階から複数人で対応するとともに、処理状況に応じて、随時、班内及び課内で協議することとしています。</p> <p>(5) 処理すべき事案が集中した場合には、分担して事案を受け持つようにしています。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経営管理部行政経営局行政経営課、人事課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 内部統制制度の充実強化</p> <p>3 内 容 地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから3年が経過し、今後、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しが予定されているところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1) 令和2年度から4年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。</p> <p>(2) 内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。国における「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しに合わせて、内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 対象リスクは、内部統制制度導入時に、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、識別されたリスクの中から法に基づく内部統制制度の対象とすべきものとして、法令違反、契約違反、収入支出に係る金額誤り、県以外の第三者への迷惑行為等を、全庁的かつ重要性の高いリスクとして選定しました。</p> | |

現行の対象リスクの妥当性については、発生頻度のほか、県民や県政への影響の度合等の質的重要性も考慮する必要があると考えており、現在国において実施されているガイドラインの見直しに向けた動向等も踏まえながら、監査意見の内容を考慮して検証していきます。

また、「重大な不備」が検出されているリスク等については、会計事務指導検査の指摘による是正指導や研修内容で不備実例を示した他、内部統制と連動して行っているコンプライアンス推進の取組や令和5年度から知事部局の全ての所属を対象に実施している全庁特別監察において、組織として不適切な事務処理を防止する仕組みが取られているか等を実地検査により確認するなどの対応を行っています。

(2) 本県では、副知事を本部長、各部局の部長代理を本部員とする内部統制推進本部会議を設置し、同本部会議において内部統制の推進に係る基本的な方針及び制度の企画を行い、全庁を挙げて内部統制を推進しています。

また、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する内部統制推進部局と、内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行う内部統制評価部局を設置するとともに、必要に応じて内部統制推進部局の見直しを行い、内部統制の体制の充実強化に取り組んでおります。

引き続き、国におけるガイドラインの見直しの状況等を注視しながら、内部統制の体制のあり方についても検討を進めていきます。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経営管理部行政経営局人事課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 職員のコンプライアンスの推進</p> <p>3 内 容 コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組を進めているところです。</p> <p>しかしながら、令和4年度は、パワー・ハラスメントの相談件数が昨年度から7件増え、19件となっており、パワー・ハラスメントに対する意識が高まる一方で、職場における職員間のコミュニケーション不足や感情の行き違いなどが増えていることも要因と考えられます。相談者からは職場環境の改善を求める声も多いため、職場の実態把握による実情に応じた職場環境の改善等にも取り組んでください。</p> <p>また、公務上の懲戒処分が4件と過去5年間で一番多く発生しています。県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>パワー・ハラスメントの相談対応については、職員の関係性や相談の内容、行為の程度等は一様ではなく、個別の対応が必要であると考えていることから、個々の事情に応じて、行為者に注意を促し、被行為者にその後の状況を確認するなど、事案をフォローしています。</p> <p>また、御指摘のとおり、職場における職員間のコミュニケーション不足等が原因と思われる事案も多いことから、風通しの良い職場づくりに向けてコミュニケーションスキル向上等を取り入れた研修を、令和4年度に実施した管理監督者向けに続いて令和5年度は一般職員向けに実施するなど、パワー・ハラスメントの発生防止に向けた職場環境の改善にも取り組んでいます。</p> <p>公務上の懲戒処分事案については、10月のコンプライアンス推進月間の取組やコンプライアンス通信による注意喚起のほか、令和5年度からは知事部局の全ての所属を対象として全庁特別監察を実施するなど、不適切な事務処理の発生防止に取り組んでいます。</p> <p>令和5年度の新規の取組である全庁特別監察では、適切な事務引継や進捗管理等により不適切な事務処理を組織として防ぐ仕組みが取られているかを実地検査により確認し、改善すべき事項等については所属に改善を促しています。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経営管理部総務局総務課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 公有財産台帳の除却誤り</p> <p>3 内 容 総務局総務課は、電話加入権の現在高確認が不適切だったため、令和4年度末に、休止中の電話加入権2件103,000円を公有財産台帳から除却した。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、休止回線は休止後10年ごとに休止延長の申出をNTT西日本にしなければならないが、総務課ではこれまで担当者間の引継がなされてこなかったため、実務として行う認識がなかったこと、また、休止回線の取扱いについて県の場合は一般とは取扱いが異なる旨の認識がなく、コールセンターへの確認のみをもって公有財産台帳から除却を行ったことが原因です。</p> <p>今回、誤って除却した休止回線については、資産経営課を通じてNTT西日本の公共営業担当に電話加入権が存在している旨を改めて確認し、台帳に復活させる対応を行っております。</p> <p>再発防止策として、休止回線の管理に関して、これまで引継ぎがなされてこなかったため、延長の手続きを担当者が忘れずに行うよう管理台帳に明記するとともに、休止又は前回の休止延長の申し出から10年経過する前に休止延長の申し出を行うことを、引き続き徹底していきます。</p> <p>また、資産経営課と調整し、今後同様の事案が生じないよう、休止回線について資産経営課から全庁的に適正な手続きを行うよう周知いたしました。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経営管理部総務局総務課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 包括外部監査契約に係る不適切な契約事務</p> <p>3 内 容 総務局総務課は、包括外部監査契約に関して、以下の不適切な契約事務を行った。</p> <p>ア 告示により示された「補助者が包括外部監査人の事務を補助する期間」外に補助者が行った執務時間を実績に含めていた。</p> <p>イ 包括外部監査人から報告された執務時間が、添付された領収書等と照合すれば事実と異なることが推定されるにもかかわらず、報告されたとおりの執務時間により実績を算定していた。</p> <p>ウ 旅費（車賃）の算定等を誤っていた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、包括外部監査人から提出された執務日誌において、アについては、当課の確認不足により、補助期間外の実績が誤って計上されていたもの、イについては、包括外部監査人及び補助者への説明不足により、複数の執務を一つの執務としてまとめて記載したり、分単位で実績を記載すべきところを、30分単位で端数を切り捨てて記載していたもの、ウについては、当課の認識誤りにより、自家用車で旅行した際の旅費（車賃）について、百メートル単位までの走行距離で計算すべきところを、キロメートル単位で計算していたものです。</p> <p>再発防止策として、アについては、執務日誌の確認時に、<u>①補助者の補助期間が示された資料と突合し、執務日時に補助期間外の業務が含まれていないかを確認すること</u>としました。</p> <p>イについては、執務ごと、分単位での記載について、包括外部監査人及び補助者に周知するとともに、内規及び次年度の契約書に追記することとしました。</p> <p>また、<u>②執務日誌に記載の執務時間と駐車場の駐車時間や高速道路の走行時間等を突合し、執務時間に誤りがないかを確認すること</u>としました。</p> <p>ウについては、平成17年1月21日付け人委給第1002号「自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額について（同意）」のとおり、百メートル単位までの走行距離で計算する旨、内規に追記した上で、<u>③算定に誤りがないかを確認すること</u>としました。</p> <p>さらに、①～③については、チェックリストを作成し、複数人で確認することで再発防止につなげていきます。</p> <p>なお、内規への追記及びチェックリストの作成は、令和5年8月に行い、今年度既に提出のあった執務日誌については、①～③を複数人で実施し、誤りがないことを確認しています。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経営管理部行政経営局福利厚生課 | 令和5年9月29日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 職員住宅貸付料の誤徴収 3 内 容 行政経営局福利厚生課は、職員住宅貸付料の給与天引きを誤り、令和3年度から令和4年度までの間、過徴収1名分218,500円及び未徴収1名分218,500円を発生させた。 | |
| 【措置の内容】 本件は、職員住宅に入居した職員から提出された職員住宅借用証書に、別の職員の職員番号が記載されていることに気付かず受領し、職員住宅貸付料の請求等の管理を行う職員住宅管理台帳に誤った職員番号を登録して給与天引きの手続をしたことが原因です。 誤りが判明した後は、直ちに全ての職員住宅入居者の情報をチェックし、他に同様の誤りが無いことを確認するとともに、当事者二人の職員に謝罪の上、精算を行いました。 再発防止策として、職員から提出された職員住宅借用証書の記載内容に不備がないか確実にチェックするとともに、別のシステムに登録されている正しい職員番号との突き合わせを複数人により行っています。 今後も記載内容の確認や複数職員による職員番号の突き合わせを徹底し、再発防止に努めて参ります。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経営管理部財務局資産経営課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 県有資産所在市町村交付金の交付誤り</p> <p>3 内 容 財務局資産経営課は、令和3年度及び令和4年度の県有資産所在市町村交付金の算定を誤り、牧之原市に対して169,100円の過大交付及び島田市に対して283,100円の過小交付を発生させた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、交付金の算定に当たり、富士山静岡空港分の資産については面積に応じて島田市と牧之原市とに案分して計算すべきところ、案分対象から漏れている資産があったことで算定を誤ったものです。</p> <p>これは、空港関連資産に係る交付金の算出方法等注意すべき事項について担当者間で適切に引継ぎが行われなかったこと、交付金算出事務の知識が他の職員に共有されず誤りの発見・指摘がされにくい状況であったこと、計算システムへのデータ入力に誤りが生じやすく、かつシステム入力後のデータをダブルチェックにより確認する手段が取れなかったことによるものです。</p> <p>このため、事案の発生後速やかに、班員全員が交付金算出方法を把握してチェックできる体制を構築するとともに、マニュアルを兼ねた事務引継書を作成し、適切に引継ぎが行われるようにしました。</p> <p>また、市町からの報告様式について記載方法の統一を図り、市町の未入力部分について確実な報告を求めるとともに、システムへの入力が不要な項目についてはグレーアウトすることで、データ入力における誤りを防ぐこととしました。</p> <p>さらに、令和5年5月には、入力データを随時にCSV出力できるようにシステム改修を行い、複数人で同時にデータチェックを行えるようにしました。</p> <p>今後は、マニュアルの見直しを継続的に行いながら、班員全員によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 テレワーク対応リフォーム補助制度の適正な執行</p> <p>3 内 容 テレワーク環境の整備により、住まいと仕事の両立ができる住環境を形成するため、既存住宅のテレワーク対応リフォームに対する補助を実施しており、令和4年度は901件の補助（計256,437,000円）を行っています。この補助制度の利用者アンケートの結果によれば、96%が「リフォーム後に不満が解消された」と回答するなど一定の効果が見受けられます。</p> <p>しかし、本件補助金が利用者において適正に利用されているかに着眼して監査したところ、補助金の申請に当たり、県は、補助金の交付条件に適合しているかなどの調査を実施することについて、利用者の同意を得ていますが、実績の確認は書面のみで行っており、臨場での確認を実施していませんでした。</p> <p>また、補助金の目的がテレワーク環境の整備であることから、実際にテレワークに活用されているかについての確認も必要であると考えられます。</p> <p>補助金が適正に交付され、補助制度がより有効に機能するよう、臨場検査の実施等を検討してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本事業の目的は、自宅におけるテレワークを行う環境が整っていないという不満を解消することによって、テレワークが効率的にできる住環境を整備することであり、補助申請時における工事内容の確認及び実績報告時における工事完了の確認をもって、本事業の目的を達成できるかの担保は確認できると考えております。</p> <p>しかしながらご指摘を踏まえ、令和5年度の2期募集（令和5年9月1日募集開始）から、交付決定通知の案内文書に「実績報告完了後、履行確認のため職員が住宅に訪問させていただく可能性がありますので御承知おき下さい。」との記載を追加しており、今後、補助金を交付した物件の中から、数件抽出して臨場検査を実施していく予定です。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| スポーツ・文化観光部文化局文化政策課 | 令和5年9月29日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 特定個人情報を含む書類の紛失 3 内 容 文化局文化政策課は、必要な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類を紛失した。 | |
| 【措置の内容】 本件は、職員の個人情報の保護に関する認識が希薄であったこと、鍵付きの保管庫での管理を徹底していなかったこと、特定個人情報等が記載された書類の受領や受渡しに関する記録簿を作成していなかったことが原因です。 事案発覚後は、記録簿を整備した上で、対象となる書類は受領後速やかに鍵付きの保管庫で保管することとし、保管時にはダブルチェックを徹底しております。また、職員同士での声掛け等により注意喚起をすることで、再発の防止に努めております。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| スポーツ・文化観光部文化局文化政策課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 「演劇の都」づくりの推進</p> <p>3 内 容 令和3年7月に策定した「演劇の都」構想は、県立劇団SPACを核として演劇を活性化し、人材育成、県民交流、観光活用につなげるほか、「演劇の都」の拠点としての舞台芸術公園（以下「公園」）の利活用も進め、さらに、SPACの事業や公園を周辺観光と連携させて、日本平周辺の観光活性化にも活用していく構想です。</p> <p>拠点としての公園について、観光への利活用計画や取組の実効性、公園の利活用の状況等に着目して監査したところ、令和4年度には、今後の公園利活用に向けツアー客に公園で演劇を鑑賞してもらうパイロット事業（委託費12,999,800円）を行うとともに、演劇等を行わない日に公園を観光の立ち寄り先として利用してもらうために演劇ミュージアムを整備（整備費5,858,640円）しています。</p> <p>いずれの取組も令和4年度には効果は表れていませんので、今後、パイロット事業等の結果を参考にするなどして費用対効果に見合った持続可能な演劇鑑賞ツアー実施の検討や演劇ミュージアムの本格運用を行い、茶畑を含めた公園の日本平周辺の観光への利活用に努めてください。</p> <p>次に、「演劇の都」構想では、公園の拠点化に向けて、まずはSPACによる利活用の拡大を図り、県民への利活用を進めていくことを施策の方向としていますが、令和3年度と4年度の公園内野外劇場、BOXシアター、楯円堂の各劇場の使用状況を確認すると、稽古等での使用日数は89日から257日あるものの、公演等の使用日数は3日から16日とコロナ禍の影響を考慮しても非常に少なく、また県としても拠点化に向けて期待する公園での年間公演数の目標値を設定していません。公演日数が少ないため、公園での公演鑑賞者数は令和3年度1,412人、4年度1,361人という状況です。</p> <p>これまで、公園には30年間で104億円ほどの県費等を投入しており、SPACが専用使用している公園という資産を県民に還元し県民が利活用するということは、公園で行なわれるSPACの演劇活動を多くの県民が観に行くということですので、①SPACの世界的に評価される演劇を公園で披露する回数を増やすこと、②SPACは演劇アカデミーなどの人材育成や県民交流など幅広い取組を担っているため、年間公演回数を増やすことにも限りがあることが想定され、その場合、演劇アカデミーをはじめとする稽古風景を公</p> | |

開することなど、劇場を公開する回数を増やし、その広報を充実することにより、より多くの県民を呼び込む方策を検討してください。

なお、公園の利活用を進めるうえで、公園の指定管理者をSPACに単独選定することが適当であるかについても検討してください。

【措置の内容】

(1) 「演劇の都」構想について

静岡県舞台芸術公園（以下「公園」）は、静岡県立自然公園である日本平・三保松原自然公園内に、平成9年、静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例（以下「設置条例」）に基づき、「世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与することを目的」として設置されています。公園の施設は、この目的を達成するため、知事が指定する公共的団体が使用することとなっており、現在は条例の附則規定によりSPACが専用使用しています。

「演劇の都」構想の策定にあたっては、令和2年度に「静岡県舞台芸術公園利活用可能性調査（以下「利活用調査」）」を実施し、設置条例の改正も視野に入れ、「演劇の都」の核となるに相応しい舞台芸術公園の利活用の可能性を調査しました。

調査では、駐車台数が70台で公共交通機関も1時間に1本のバスのみという交通アクセス、SPACが専用使用し活動拠点とすることを定めた設置条例があること、県立自然公園内にあり、国の法律の制約を受ける静岡県自然公園条例により、大規模な造成や開発、自然環境への影響が懸念されるライトアップなどは難しいことなどが課題と指摘されました。

「演劇の都」構想は、前段にあるように、公園やSPACの設立経緯や条例の制限、調査により指摘された課題を解決していくことを前提に、向こう10年を見据えて長期的に県の演劇施策の方向性を示したものです。県では、令和4年度からの第5期静岡県文化振興基本計画において、この構想を柱の一つとして定め、事業を展開しております。

(2) 公園の観光への利活用の取組について

意見のあった令和4年度の事業については、そうした長期構想の第一歩として実施できたこと自体を県としても評価しております。令和4年度のパイロット事業は、参加者を1日拘束するバスツアーとしましたが、個人旅行の需要が増えている現状もあり、成果に関しては、意見のとおり十分ではないため、今後は、2～3時間の体験コンテンツを、認知度の高い出演者や日本平周辺の文化観光施設とも共同で企画を実施することにより、持続可能な演劇鑑賞ツアーの実施に努めます。

また舞台芸術公園では、年4回程度の園内見学ツアーを開催し、演劇ミュージアムで読書会を開催するなどの活用を図ってまいります。

(3) より多くの県民を呼び込む方策について

公園での公演数に対する意見については、公園設置条例が定める目的と照らせば、公園への投資の成果は「世界に通用する舞台芸術の創造」と「舞台芸術の発展に必要な人材の育成等」を評価すべきと考えております。「演劇の都」構想でも、設置条例の趣旨との整合を考慮し

て、公演数には触れず、利活用の拡大に留めております。

公演数の増加については、予算や気候による時期、芸術としての質の調整等の点で限りがあり、SPACが主体的に補助金の範囲内で事業を計画しているため、県としては、今後の検討課題としてSPACと情報共有しました。

劇場施設の公開や広報の充実については、演劇アカデミーの講義、公演の稽古風景、舞台設備のメイキングの様子など、SPACの創作活動の様子だけでなく、舞台芸術公園から望む富士山や豊かな自然なども発信することで、公演等が無い時でも、来訪者の希望に合わせて公園を楽しみ、公園施設等の見学については、SPACのスタッフが随時対応することをPRすることにより、多くの県民の来訪を促すよう改善しました。

(4) 公園の指定管理者について

公園の指定管理者については、公募によらない選定を行う場合の基準が、行政経営課が策定した「指定管理者制度の手引」で示されています。公園はこの中の「管理運営にあたり県施策との一体性が必要とされる施設」、「施設の設置・運用形態の特殊性から、効果的・効率的な管理運営が期待できる団体が特定される施設」に該当しています。これらの基準を充足し、指定管理を行うことができる団体は、SPAC以外にはないことから、単独選定は適当であると判断しています。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 公私連携による高等学校教育の充実</p> <p>3 内 容 静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しているのに対し、公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、私立学校の定員は、平成28年度11,951人から令和5年度11,944人とほぼ変わっていませんが、公立学校の定員は21,890人（64.7%）から18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっています。公立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、私立、公立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>公私の生徒募集に関する協議は、「静岡県公立高等学校協議会」要綱第1に設置目的として明記されている事項であるため、令和5年10月20日（金）に開催された同協議会にて、監査における「意見」について情報共有を行い、「意見」の趣旨を踏まえた協議を継続的に実施していくことを確認しました。</p> <p>また、公私間で連携する取組の充実についても「意見」の趣旨を踏まえ、引き続き協議するこ</p> | |

とになりました。

今後も公私連携に係る協議の場である同協議会を活用し、静岡県における公教育の提供の在り方について協議を進めてまいります。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 健康福祉部医療局疾病対策課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付</p> <p>3 内 容 医療局疾病対策課は、難病医療費受給者証更新申請に係る不承認通知の写し24件について、本来の送付先と異なる医療機関に誤送付した。</p> <p>流出した情報は、申請者24人の住所、氏名、疾病名（要配慮個人情報）であった。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>事務処理の迅速さを優先して通常と異なる手順で作業を行い、宛先として難病台帳システム上に登録されている複数の医療機関から送付先と異なる医療機関を選択していたこと、また、通知の写しを封入する際に、本来行うべき確認を怠ったことから、誤送付となったものです。</p> <p>正規職員と会計年度任用職員が連携し、正規職員の指示の下で事務を行う体制が十分に取れておらず、正規職員と会計年度任用職員の役割分担が曖昧となっていました。</p> <p>誤送付の発覚後、既存の業務マニュアルに基づく送付先リストの作成や封入時における送付先の読み合わせを徹底しました。</p> <p>また、令和5年8月、「難病医療費受給者証更新業務に係る医学的審査担当職員業務マニュアル」を整備し、不承認通知の送付に係る事務の内容や手順について明記するとともに、正規職員と会計年度任用職員の役割分担を明確にしました。</p> <p>今後は、引き続き、業務マニュアルに基づく送付先のリスト作成や封入時の読み合わせを確実に行うとともに、正規職員と会計年度任用職員の役割分担を明確化し、正規職員による会計年度任用職員の事務の進捗管理を徹底します。</p> <p>あわせて、コンプライアンス所属意見交換会での研修実施に加え、課内ミーティングで作業手順や個人情報の取扱いに関する留意事項を再確認します。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県総合社会福祉会館の指定管理者の選定</p> <p>3 内 容 静岡県総合社会福祉会館は、管理経費の縮減や利用者サービスの向上を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、(福)静岡県社会福祉協議会を令和5年度までの17年間にわたり、単独選定による指定管理者に指定して管理運営を行っております。</p> <p>指定管理者の手引きによれば、指定管理者の募集は、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるように、公募によることを基本としており、特定のものしか公の施設の管理を最も能率的かつ効果的に行うことができないと県が判断する場合に限り、県民の理解が得られることを前提として単独選定とすることができます。ただし、この場合でも、競争環境の中での選定を実施しない理由や当該団体を選定することでどのような効果が期待できるのかを書面等で明らかにし、説明責任を十分に果たすこととなっています。</p> <p>しかし、総合社会福祉会館の場合、(福)静岡県社会福祉協議会を指定する理由としては適切ではありますが、募集の段階で他の団体が排除される合理的な理由は必ずしも十分であるとはいえません。</p> <p>また、長年にわたり、同一団体が継続して運営していることで、前例踏襲による事業停滞のリスクも心配されるところです。</p> <p>このことから、静岡県総合社会福祉会館における指定管理者の指定については、公平性、公正性、競争性確保の観点から、事業者選考に当たっては、公募による選定を検討するなど、選考方法の見直しを行うほか、指定管理者の実施する事業に対し適切に指導を行うなど、より効率的・効果的な施設の管理運営に向けて取り組んでください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>静岡県総合社会福祉会館は、令和5年度をもって指定管理期間が満了となり、令和6年度から令和10年度までの管理運営を行う次期指定管理者を選定することから、選定方法を従来の「非公募」(単独選定)から「公募」に見直し、広く募集を行いました。</p> <p>その結果、1グループから応募があり、外部有識者等からなる指定管理者審査委員会において候補者を選定いたしました。</p> <p>また、指定管理者が効率的・効果的な施設の管理運営を行っていくことができるよう、募集要項において有料会議室の利用率等の具体的な数値目標を設定したことで、具体的な目標値及び対</p> | |

応方針が示されたことから、今後はこれに従い指定管理者に対する指導、監督等を徹底してまいります。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 健康福祉部こども未来局こども未来課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 保育施設の安全対策の推進</p> <p>3 内 容 令和4年9月に静岡県牧之原市で発生した送迎バス内での死亡事故を受けて、令和4年10月28日に安全管理指針が策定され、「送迎車両運行に携わる者の管理と役割」「事故防止のための重要確認事項」「登園管理」「送迎車両の安全対策」「ヒヤリハット事例の収集・共有」「送迎マニュアルの策定と活用」が示されております。</p> <p>令和5年6月末時点での安全装置設置率は、静岡県では62.8%と全国平均の55.1%を上回っています。しかし、安全装置の設置は全ての車両に対して速やかに実施すべきものであり、事故発生県としては、決して高い数字とはいえません。</p> <p>このことから、子どもの送迎バスへの安全装置設置率が速やかに100%を達成するよう、対象施設へ積極的に働きかけるとともに、安全管理指針に沿って子どもの安全管理に万全を期すよう関係者への啓発や指導に取り組んでください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>12月発表の全国調査結果では、保育所、認定こども園、幼稚園等の教育・保育施設における10月末時点の安全装置の設置状況は、590台中、537台と設置率が91.0%となり、6月調査時の70.5%から20ポイント上昇し、一層の設置が進んでおります。</p> <p>一方、障害児通所支援事業所を含めた県全体の設置率は、70.0%となっており、設置が遅れている障害児通所支援事業所等を中心に、施設への設置補助金の活用などの支援を実施しているところです。</p> <p>今後も、子供の安全を確保するため、早期の設置率100%達成を目指し、継続して設置の働き掛けを実施してまいります。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 健康福祉部子ども未来局子ども家庭課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 婦人保護施設等における食事提供の経費の適正化</p> <p>3 内 容 清流荘では、1日3食及び各食の検食を施設内で調理し、入所者に提供していますが、実入所者が少ない状況の中、入所者一人あたりの経費は割高となっており、給食委託料と食材費を足し合わせて、配食実績で除すと、1食あたりの金額は5,000円超となり、県民目線で考えると、許容範囲とは言い難いと考えます。</p> <p>ここ数年の入所者実績は定員との乖離が大きいことから、実入所者数の動向を調査して適正な経費の設定を検討してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>婦人保護施設の給食業務は、国の基準により自らの施設での直営調理が原則とされる中で、例外的に認められている施設外での業務委託を活用し、近隣2施設と共同で発注することによって経費縮減を図っております。</p> <p>共同で発注している給食委託業務の施設間の費用分担については、従前から食材費については配食実績数による按分、その他の費用については施設定員数による按分により分担しておりました。</p> <p>指定管理者には基本協定により定員分の給食提供義務を課していることから、給食業務に係る固定費となる人件費については引き続き定員数による按分とする一方、その他の従量的な経費と考えられる費用については、配食実績数による按分に変更することが適切と考えますので、受託者である指定管理者と今後調整を行ってまいります。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経済産業部産業革新局新産業集積課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 車検切れ車両の貸付</p> <p>3 内 容 産業革新局新産業集積課は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に対し貸し付けていた車両について、当該財団が車検満了日の令和5年2月17日までに車検を実施していないにもかかわらず、令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認において物品の状態を良好と判断した。このため当該財団は、令和5年2月17日から5月31日までの間、車両を車検切れのまま使用した。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が車検満了の確認を怠っていたこと、及び新産業集積課が令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認時に、現物確認のみを行い、車検満了期日を確認しなかったことが原因です。</p> <p>車検切れが発覚した令和5年5月31日に、機構に対して車両の使用を停止し、直ちに車検を受けるよう指示しました。</p> <p>再発防止策として、機構に対して、車検証の写しの保管、車検期間管理表の作成、スケジュールデータベースへ車検期限の入力、車両のダッシュボードに車検満了日の貼付をするよう指導しました。また、年度末の貸付物品現物確認用に車検状況のチェック項目を設けたチェックリストを作成し、新産業集積課でも車検満了期間を管理し、期日前に貸付先へ注意を促すよう徹底することで、再発防止に努めます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経済産業部産業革新局新産業集積課 | 令和5年9月29日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事における不適切な監督・検査業務 3 内 容 産業革新局新産業集積課は、令和4年度に実施した防風フェンス設置工事において、監督・検査業務が適切でなく、基礎に関する構造上の安全性を確認しないまま、これを設置した。 | |
| 【措置の内容】 本件は、フェンスの基礎が県及びメーカーの仕様書どおりに施工されていないにもかかわらず、基礎の施工に係る確認不足により、完了検査時に施工業者に指摘できなかったことが原因です。 再工事・補強工事が成されるまでの間、「耐風基準を満たさない可能性があるため出入の際は注意」の張り紙をフェンスに表示することとしました。再工事・補強工事については、現在、施工業者と協議を進めています。 今後、同種・類似の工事を発注する際は、施工業者に設計書や図面を書面にて提出することを要求し、特記仕様書に明示した事項と相違がないか確認を徹底します。また、技術援助を受けた建築企画課等に、工事実施上の留意事項等について随時助言を求めるなど、発注者として確認すべき事項を見落とさないよう注意し、再発防止に努めます。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経済産業部政策管理局組合検査課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 検査関係書類の紛失</p> <p>3 内 容 政策管理局組合検査課は、令和4年10月12日から13日までの間に、検査先である農業協同組合と職員自宅間のいずれかで検査業務に係る事前検査資料等（個人情報を含む。）の書類を紛失した。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、個人持出検査書類を庁外に持ち出す際に十分な管理、確認が行われず、また、複数人によるチェックも実施していなかったことが原因です。</p> <p>令和4年10月19日に検査先の農業協同組合を訪問し、謝罪をしました。また、検査会場及び職員自宅を捜索するとともに、出張時に利用した公共交通機関及び警察署に紛失した検査書類の有無を照会し、警察署に遺失届を提出しましたが発見はできませんでした。</p> <p>再発防止策として、令和4年11月に「検査資料紛失防止マニュアル」を作成し、検査書類を紙資料で持ち出す場合は、ナンバリング等を行い、持ち出し及び持ち帰り時に複数人によるチェックを行うこととし、検査資料の管理を徹底しています。</p> <p>また、可能な限り検査資料を電子ファイル化し、携行する書類を減らすなどして、再発防止に努めていきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経済産業部農業局お茶振興課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 緑茶の表示検査事業通知文の誤送付</p> <p>3 内 容 農業局お茶振興課は、令和5年1月に緑茶の表示検査事業通知文を送付する際、指導事項等を記載した調査票を入れ違えて送付した。お茶振興課は、令和4年9月に「静岡県中山間100銘茶協議会」会員のメールアドレスを漏洩させており、類似事例の発生を防ぐことができなかった。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、指導対象事業者に通知文を発送する際、担当職員の不注意により調査票を入れ違えていることに気付かなかったこと、また、複数の職員による確認を行っていなかったことが原因です。</p> <p>事案発覚後、調査票を入れ違えて送付した2事業者に対して速やかに謝罪するとともに、誤送付した調査票を回収して正しい調査票を交付いたしました。また、他の事業者にも電話し、通知書類に誤りがなかったことを確認しました。</p> <p>再発防止に向けては、令和5年2月に個人情報や会社情報に関する書類を取り扱う業務をリスト化し、課内で共有して情報取扱い時の注意喚起を図るとともに、令和5年3月からは文書発送の起案書に文書作成者確認欄と発送時チェック確認者欄を設ける事務処理手順を定め、発送の際に必ず複数人で確認する体制を整えました。さらに、令和5年5月に実施した課内のコンプライアンス研修において、再発防止に向けた意識の徹底を図りました。</p> <p>今後も、適切な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|---|
| 経済産業部商工業局経営支援課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> | |
| 1 監査結果の区分 | 意見 |
| 2 件 名 | 物価高騰対策事業に係る事務執行の適正化 |
| 3 内 容 | <p>商工業局経営支援課は、コロナ禍に加え、物価高騰の影響を受ける県内中小企業の事業継続を支援する補助制度を創設し、小規模事業者も含め、支援策を展開することを目的に、令和4年度に中小企業者等物価高騰対策緊急支援事業費助成を実施しました。この事業を実施するに当たっては、補助金の審査業務や支出業務、事務局の設置、コールセンターの設置、システム構築等の業務を民間事業者に委託しています。</p> <p>本件補助事業は、当初、申請件数1,600件を想定していましたが、申請受付開始後に、この想定を大幅に超えた17,000件の申請が見込まれたことから、当初184,831,796円で締結した契約を332,363,961円に変更する契約を締結しています。（最終契約金額334,457,261円）</p> <p>また、受託業者が構築した申請システムにおける不具合により、申請受付日初日に申請者の個人情報漏えいする事態が発生したため、直ちに申請受付を中止することになり、その後一定期間、補助金の申請受付が中断しました。</p> <p>本件補助事業は、物価高騰の影響を受けている県内中小企業等を緊急に支援するものであり、迅速かつ適正な支援を実施することが求められる中、制度設計当初における想定が不十分なままに事業が開始され、その結果、大幅に予算の補正や契約の変更が必要になったこと、システムの不具合により県民への支援に遅れが生じたことは看過できません。今後の事業実施に当たっては、迅速な事務が求められている中においても事業量を適正に精査して、事業が滞りなく実施されるよう対策を検討してください。</p> |
| <p>【措置の内容】</p> | |
| <p>今後の事業実施に当たっては、県内中小企業の支援ニーズを的確に把握し、効果的な制度設計を行うとともに、必要予算額を十分に精査した上で、事務量及び人員体制にも配慮し、必要な事業が迅速に実施できるよう努めてまいります。</p> <p>そのため、各部署内で情報を共有するとともに、連携して対応を検討・実施し、着実な事業執行を図ってまいります。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 交通基盤部港湾局港湾企画課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 港湾占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 港湾局港湾企画課は、占用許可台帳管理システム（以下、「システム」という。）において単価改定があった際に、システム操作説明書に定める単価改定時の占用料再計算処理を行うよう出先機関に指示しなかった。</p> <p>そのためシステムを利用して納入通知書を発行した清水港管理局、田子の浦港管理事務所、浜松土木事務所において18者、計87,260円の過徴収が発生した。</p> <p>また、港湾企画課がシステムの保守管理をしている受託業者に単価改定を依頼する際に、一部誤った単価を記載したことから、清水港管理局において3者、計30,348円の徴収不足が発生した。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>1 本事案の原因</p> <p>(1) システムにおける再計算処理の未実施</p> <p>ア システム操作説明書には、単価が改定された際は再計算処理が必要な旨と、関係事務所は「この処理は、本庁から指示があったときのみ行って下さい。」との注意文が記載されていました。しかしながら、システムの保守管理業務委託先が行う職員向け研修でも説明はなく、職員が十分に理解していませんでした。</p> <p>イ 前回の単価改定の際は業務委託先が、再計算処置を実施したため、職員間で業務引継がなされませんでした。</p> <p>ウ 今回、業務委託先から港湾企画課に再計算処理が必要との明確な指示がなかったため、港湾企画課では、何か作業が必要との認識がありませんでした。</p> <p>(2) 単価の入力誤り</p> <p>ア 単価改定を業務委託先へ依頼する様式が複雑で、担当職員が改定単価の入力を誤り、課内のチェックでも誤りを発見することができませんでした。</p> <p>イ 業務委託先が単価の改定をデータ入力処理した後、港湾企画課において、確認作業をしませんでした。</p> <p>2 対応</p> <p>各事務所は対象の占用者に対し、架電により謝罪したのち、適正な納付書を送付しました。また、対象の占用者全員が適正に占用料を納付していることを確認しました。</p> <p>3 再発防止策</p> | |

(1) システム改修

再計算処理を不要とするようシステムの改修を令和6年3月を目処に行います。

(2) 港湾企画課と業務委託先間の業務改善

重要事項は文書で行うことを徹底します。

(3) システム研修の充実

令和6年度からオンライン等を活用した研修を実施し、研修の充実を図ります。

(4) 単価改定時チェックリスト作成

単価の改定があった場合、①再計算処理を実施したか、②新単価が正しく反映されているか等を確認するチェックリストを令和6年3月を目処に作成します。併せて、データ抽出により、港湾企画課と関係事務所で確認を行う体制とします。

(5) システムへの単価入力誤り防止

ア 単価改定の際には、課内及び関係事務所とのダブルチェックを行います。

イ 業務委託先に依頼する改定単価を入力する様式等の改善の検討をしています。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 交通基盤部建設経済局工事検査課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設工事における死亡事故ゼロに向けた安全対策の徹底</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、近年、死亡事故を含む建設工事事故が増加している状況を踏まえ、令和4年3月に「建設関連業務委託事故防止行動計画」を策定し、さらに、令和4年度には、地下埋設物の物損事故が多発している状況を踏まえ、新たに「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」を作成し、建設工事等の安全対策の取組を実施してきたところです。</p> <p>これらの取組により、交通基盤部出先機関における令和4年度の工事事故件数は42件となり、令和3年度と比べて15件減少し、増加傾向によりやく歯止めが掛かりました。特に、地下埋設物の事故件数は、令和3年度の17件から令和4年度には5件と大幅に減少し、地下埋設物の事故防止対策の取組による効果が如実に現れた好事例となりました。</p> <p>しかしながら、令和4年度に死亡事故が1件発生しました。死亡事故防止が最重要課題であることはもちろんですが、今回の死亡事故は、同一施工業者により、同一箇所でも再発したものであり、このことは、重く受け止めなければなりません。本県の建設工事の安全対策目標として「死亡事故ゼロ」を掲げており、死亡事故の発生により、労働者の尊い生命が失われるだけでなく、事業全体の進捗が大幅に遅れるほか、社会的に大きな影響を与えることにもなることから、「死亡事故ゼロ」達成に向けた対策を強化してください。</p> <p>また、工事事故を減らす対策に特効薬はないと思われませんが、引き続き、工事事故の発生状況を分析し、建設業者と連携した工事事故防止対策を実施してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>令和4年度の建設工事等事故の発生件数は、前年度比で約2割減少したものの、同一施工業者の同一箇所での死亡事故が1件発生しました。</p> <p>当該事故を重く受け止め、交通基盤部長が委員長を務める「建設工事等安全管理推進委員会」で、事故原因と再発防止策等を検討し、その結果を当該事務所へ通知するとともに、関係機関や団体への水平展開を図りました。次に、当該事務所に対し、「随時監察」を実施し、再発防止策の実施状況や他工事の安全対策等を調査し、作業手順書の作成や安全パトロールの強化等の指導を行いました。</p> <p>さらに、一度目の事故の教訓が十分に生かされなかったため、当該業者の社内安全管理体制に</p> | |

まで踏み込んだ原因分析と対策を検討するよう当該事務所に指導改善するとともに、関係機関や団体に対し当該事故を題材にした研修や現場での指導を繰り返し実施し、取組強化を図っています。

また、令和5年度は新たに「一現場・安全一工夫」やA-press（安全通信）による情報発信などの取組を始め、受注者と連携して現場の安全意識の醸成と情報共有を図っています。

今後も、引き続き「事故防止行動計画」により計画段階から施工までの安全対策のPDCAを受注者と連携しながら取り組んで、粘り強く事故防止に努めます。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 交通基盤部河川砂防局河川企画課、土木防災課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 水災害における総合的な対策の推進</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。対策の柱である流域治水プロジェクトと水災害対策プランは令和4年度末までの策定を目標にしていたましたが、令和4年9月の台風15号による甚大な被害を踏まえて見直しを行い、44水系の流域治水プロジェクトは令和5年度末を目標に、21地区の水災害対策プランは令和5年9月末を目標に計画策定を進めるものとなりました。また、併せて、506河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>この結果、令和4年度末までに、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は97.9%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは34水系、水災害対策プランは7地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まっています。</p> <p>また、高潮浸水想定区域図については、作成・公表の目標を令和5年度末までに延長しています。</p> <p>今年度も既に県内で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方にに基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の危機意識を啓発して適切な避難行動につながるよう、県による高潮浸水想定区域図の作成・公表や、市町が行う洪水ハザードマップや要配慮者利用施設による避難確保計画の作成・公表への支援など、市町に対する県の支援施策が重要となっています。</p> <p>ハード対策については、流域治水プロジェクトや水災害対策プランに基づく河川改修などの整備をスピード感を持って実施してください。</p> <p>ソフト対策については、国や市町、庁内関係部局等と連携し、期限までに流域治水プロジェクト等の計画を策定するとともに、洪水浸水想定区域図及び高潮浸水想定区域図を作成するなどして、防災・減災対策に努め、計画策定や公表が遅れることのないよう、関係機関との調整や執行体制の強化を図ってください。</p> | |

【措置の内容】

流域治水プロジェクトについては、計画に位置付ける対策の検討や市町との調整に時間を要していましたが、令和5年8月に新たに5水系を策定し、対象44水系のうち39水系が策定を完了しており、今後も令和5年度末までの残る5水系の策定完了を目指し、関係機関との調整や検討を進めていきます。

水災害対策プランについては、令和4年度末までに7地区で策定が完了していましたが、令和4年9月の台風第15号による浸水被害を踏まえ、県内15流域21地区を重点対策流域に位置付け、対策の追加や見直しが必要となった17地区において、令和5年9月末の策定完了を目標に取り組んできました。しかし、令和5年6月の台風第2号の豪雨により発生した災害への対応や、計画に位置付ける対策の検討及び市町との調整に時間を要していることから、県と関係市町で構成する流域治水推進協議会やその幹事会、作業部会を開催するなど、策定作業の加速化を図り、令和5年12月末までの策定完了を目指し、県庁と関係土木事務所が連携して取り組んでいきます。

洪水浸水想定区域図については、令和5年9月末までに新たに71河川で作成が完了し、対象506河川のうち312河川で作成・公表が完了しています。対象河川が多いことから解析作業や公表に向けた関係市町との調整に時間を要していますが、引き続き、残る194河川の作成を進め、区域図作成後、市町との調整が整った河川から順次公表し、令和5年度末までの作成・公表の完了を目指していきます。

また、高潮浸水想定区域図については、県内3沿岸のうち、令和4年度末までに伊豆半島沿岸と駿河湾沿岸の作成・公表が完了しており、現在、残る遠州灘沿岸の作成を進めています。国との協議に基づく追加検討に時間を要していますが、令和5年度末の作成・公表を目指し、着実に検討を進めていきます。

避難確保計画作成支援を行う市町に対する研修は、県関係部局（危機管理部・健康福祉部・教育委員会等）と協力し、継続して行っています。また、要請に応じて、要配慮者利用施設管理者を対象にした研修会等への説明動画の提供や講習も行い、市町が計画作成を促進させるための支援を行っています。

激甚化・頻発化する水災害から県民の人的被害を防ぐため、流域治水の考え方に基づくハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を、策定する流域治水プロジェクトや水災害対策プランに基づき、関係市町等の流域のあらゆる関係者と連携して推進していきます。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 出納局会計支援課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 内部統制制度の充実強化</p> <p>3 内 容 地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから3年が経過し、今後、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しが予定されているところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1) 令和2年度から4年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。</p> <p>(2) 内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。国における「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しに合わせて、内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 対象リスクは、内部統制制度導入時に、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、識別されたリスクの中から法に基づく内部統制制度の対象とすべきものとして、法令違反、契約違反、収入支出に係る金額誤り、県以外の第三者への迷惑行為等を、全庁的かつ重要性の高いリスクとして選定しました。</p> | |

現行の対象リスクの妥当性については、発生頻度のほか、県民や県政への影響の度合等の質的重要性も考慮する必要があると考えており、現在国において実施されているガイドラインの見直しに向けた動向等も踏まえながら、監査意見の内容を考慮して検証していきます。

また、「重大な不備」が検出されているリスク等については、会計事務指導検査の指摘による是正指導や研修内容で不備実例を示したほか、内部統制と連動して行っているコンプライアンス推進の取組や令和5年度から知事部局の全ての所属を対象に実施している全庁特別監察において、組織として不適切な事務処理を防止する仕組みが取られているか等を実地検査により確認するなどの対応を行っています。

(2) 本県では、副知事を本部長、各部局の部長代理を本部員とする内部統制推進本部会議を設置し、同本部会議において内部統制の推進に係る基本的な方針及び制度の企画を行い、全庁を挙げて内部統制を推進しています。

また、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する内部統制推進部局と、内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行う内部統制評価部局を設置するとともに、必要に応じて内部統制推進部局の見直しを行い、内部統制の体制の充実強化に取り組んでおります。

引き続き、国におけるガイドラインの見直しの状況等を注視しながら、内部統制の体制のあり方についても検討を進めていきます。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 監査委員事務局監査課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 委託契約に係る不適切な処理</p> <p>3 内 容 監査委員事務局監査課は、静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託において、以下のとおり不適切な処理を行っていた。</p> <p>ア 契約書の規定に反し、公認会計士ではない者（公認会計士試験合格者）が予備監査の責任者（チーフ）となっていた。</p> <p>イ 委託費の額の変更通知が遅延していた。また、日付を遡って処理していた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>アについては、契約締結後に提出される、業務従事者とその資格が記載された「委託業務従事者名簿」と月ごとに提出される「予備監査従事者名簿」の突合が担当者任せとなり、組織として管理できていなかったことにより発生したものです。今後は「委託業務従事者名簿」と「予備監査従事者名簿」の突合にあたり、予備監査実施箇所、実施日時、従事者数、従事者の資格について副担当によるダブルチェックを行うことで再発防止を図って参ります。</p> <p>イについては、予備監査日等の変更に係る手続が担当者任せとなり、組織として管理できていなかったことにより発生したものです。今後、委託業務に変更が生じた際には、契約に照らして必要な処理、処理期限及びその根拠をリスト化し、副担当、上司など複数の職員で進捗管理を行うことで再発防止を図って参ります。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局特別支援教育課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 県立特別支援学校教諭の不適切な任用</p> <p>3 内 容 教育委員会事務局特別支援教育課は、県立特別支援学校で臨時的任用職員を任用する際、教諭の教員免許状が失効していることを確認せずに任用したため、令和4年10月17日から令和5年8月8日までの任用は無効であった。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>今回任用した臨時的任用職員の教員免許状は、令和4年7月1日の教員免許更新制度廃止後も失効状態でしたが、課内において教員免許更新制度廃止後は生涯有効であるとの思い込みがあったため、有効性について十分な確認をせずに任用手続きを進めてしまいました。事案発生の原因としては、組織として制度変更に伴う対応について十分な共通理解ができていなかったことが挙げられます。</p> <p>事実が確認された後、課内において教員免許更新廃止後の任用手続きを見直すとともに、各校へ教員免許更新制度廃止後に任用された全ての臨時的任用職員及び会計年度任用職員（教員免許状を要する職に限る。任用満了者を含む。）の免許状調査を実施し、全ての教員免許状の有効性を確認しました。</p> <p>今後は、課内において任用手続き時に複数人で教員免許状、更新講習修了確認証明書及び履歴書を参照し、教員免許状の有効性を確実に確認するとともに、各校においても教員免許状の有効性を確認する旨の周知を定期的実施することで再発防止に努めていきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 教育委員会事務局教育総務課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 障害者雇用の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、令和6年度までに法定雇用率を達成するロードマップを3年度に作成し、新たな職を創出するなど障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>法定雇用率達成に向けた取組が進んでいるかに着目して監査したところ、令和4年6月2日以降の1年間に新たに実人員で26人の障害者を雇用していますが、6年度までに法定雇用率を達成するためには、さらなる障害者雇用が必要な状況です。</p> <p>全国の法定雇用率を上回っている都道府県は26県（令和4年6月1日現在）で、前年度から3県増え、過半数を超える状況となっています。地方公共団体として法令遵守は当然であり、自ら率先して障害者を雇用することが地方公共団体の責務でありますので、令和6年度までに法定雇用率を達成するよう、上記雇用計画の推進に努めてください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>(1) 課題等の確認状況</p> <p>県教育委員会では、教職員の約9割を教員が占めており、教員の障害者雇用の拡大が必要です。しかし、教員免許状を持つ障害者が少なく、障害者雇用が困難な状況にあることから、令和5年6月1日時点の障害者雇用率は、法定雇用率を下回る状況が続いています。</p> <p>法定雇用率の早期達成に向けて、障害のある教職員の職務の選定や創出を一層進めるとともに、障害のある教職員を含む全ての教職員にとって働きやすい職場環境を整えることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>令和2年4月より、全ての事業所に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある教職員に対応できる体制を整備しています。また、令和4年7月には、障害のある教職員が活躍できる働きやすい環境となるよう障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全ての教職員に周知しました。</p> <p>職務の選定・創出の取組として、令和3年4月より、知的特別支援学校に、特別支援学校卒業生等を対象とした非常勤の実習支援員の職を設置し、令和4年4月より、特別支援学校の事務室において事務補助を行う非常勤嘱託員の職を設置しました。さらに、新たな取組として、</p> | |

令和5年4月に補助的・定型的な事務補助業務を行う集約型オフィス（ワークステーション）を本庁内及び各教育事務所内に設置し、運営しています。

採用に関する取組として、令和5年7月の教員採用選考試験において「障害者特別選考」を実施しました。

(3) 今後の取組

障害のある教職員にとって働きやすい職場環境の実現に向け、障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査を実施します。

令和6年度に向けて、ロードマップの着実な進捗とともに、法定雇用率を上回っている他県の事例を参考に、引き続き新たな職務を選定・創出し、障害のある教職員に対応できる体制を整備することにより、法定雇用率の早期達成を目指します。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局教育総務課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>3 内 容 教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を進めている中、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、令和4年度は懲戒処分が4件発生し、3年度の2件を上回っている状況です。</p> <p>最重要課題として対策に取り組んでいる中で発生件数が増えている現状をどう捉えているかに着目して監査したところ、4件のうちメールやSNSのやりとりを経て事件となった2件の加害教職員は、SNSでの個人的なやりとりが禁止されているのを承知の上で「これくらいなら問題ないだろう」という自己中心型な考え方であり、わいせつ教員対策法の理解も不十分であったことを確認しました。このような加害教職員の発言をまとめると、不祥事を引き起こすきっかけや発言の傾向は6つに類型化されるため、教育委員会では、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めています。</p> <p>これまでも教育委員会では多くの関係者と連携し、いろいろな手段を使って多くの不祥事根絶対策を行なっていますが、ごく一部の不祥事を起こす教職員にはそれらの対策の効果が出ていない現状があります。そのため、現場である学校内での管理職の取組が重要であると思われます。積極的な声掛けなどによる風通しの良い職場づくりや、児童生徒と2人きりになる状況の防止など不祥事を未然に防ぎ予兆を把握できる職場づくりを行うなど、それぞれの学校で工夫した取組に努めてください。</p> <p>子どもを持つ親にとって、有徳の人を育成する教育機関において児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為が1件でも発生すれば、不安を感じ教育機関への不信につながります。児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の不祥事根絶に向けて教育委員会一丸となって取り組んでください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止、面談時の単独対応禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを令和2年4月に示しています。その上で、学校ごとに具体的にルールを定め、教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう、令和2年4月、令和3年4月、令和4年4月及び令和5年4月の4回にわたり通知し、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。</p> | |

不祥事案の根絶に向け、各学校におけるルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監察において、策定状況、ルール違反の有無や、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っています。

また、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めており、令和5年度も12月から1月までのコンプライアンス取組強化期間にこうした取組を行っていくこととしています。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局高校教育課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上</p> <p>3 内 容 静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しているのに対し、私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、公立学校の定員は、平成28年度21,890人（64.7%）から令和5年度18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっているのに対し、私立学校の定員は11,951人から11,944人とほぼ変わっていません。公立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組の実施についても検討してください。</p> <p>なお、県内の高校進学者に選ばれる県立高校になるように、「オンリーワン・ハイスクール事業」の成果を活かし県立高校間で共有するなど、各々の県立高校の魅力を長期的視点で高めるような取組に努めてください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>平成15年度に定めた合意に基づき公立高等学校の募集定員を決定していますが、令和5年度には61.3%と公立高校の受入割合が大きく減少しており、静岡県における公教育の提供の在り方につ</p> | |

いて、公私が連携して協議する必要があります。

公私の生徒募集に関する協議は、「静岡県公立高等学校協議会」要綱第1に設置目的として明記されている事項であるため、今回の監査における「意見」について情報共有を行い、「意見」の趣旨を踏まえた議論を継続的に実施していくことを確認しました（令和5年10月20日の令和5年度静岡県公立高等学校協議会）。公私連携による高校教育の充実を図る取組についても、平成21年度以降、継続的に協議しており、引き続き、「意見」の趣旨を踏まえた協議を行います。

今後も公私連携に係る協議の場である「静岡県公立高等学校協議会」を活用し、静岡県における公教育の提供の在り方について協議を進めてまいります。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局健康体育課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>3 内 容 教育委員会では、運動部活動の活性化を図るとともに、その顧問教職員の負担軽減を図るため、各種の取組を進めています。</p> <p>その中で、公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託し、スポーツ指導者を紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」（以下「人材バンク運営」）と、部活動指導員の活用によって教職員の多忙化の解消を図ろうとする市町にその経費を補助する「市町立中学校部活動指導員配置事業費補助金」（以下「中学校指導員配置」）の2つの事業が効果を上げているかに着目して監査したところ、「人材バンク運営」では、マッチング数は令和4年度は40件と3年度（33件）から7件増え、外部指導者の紹介要望に応えるとともに、登録者に対する研修を実施し質の担保を図っていることを確認しました。また、「中学校指導員配置」では、令和4年度は12市町に対し64人の部活動指導員の配置を補助しており、3年度（11市町、52人）から1市町12人増えていることを確認しました。</p> <p>しかし、「人材バンク運営」については、成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和4年度44人と2、3年度に続き目標を達成できていません。これは、登録者の増加に伴い新規登録者数が減少していく実態があるにもかかわらず、事業開始直後3年間の新規登録者数の平均値を目標に設定しているためです。また、「中学校指導員配置」については、活用市町数が微増に留まっており、その要因として、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられており、4年度と同じ原因認識です。</p> <p>「人材バンク運営」については、委託事業でありますので、委託業務の内容を見直し、その業務に応じた目標値の設定を検討してください。また、</p> <p>「中学校指導員配置」については、市町との情報交換を密にし、障壁となる原因を低減し、人材確保が可能になる方策を検討してください。2つの事業がより多くの学校で活用されるよう、効果的な取組に努めてください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」について、成果目標である新規登録者数の達成に向け、これまで退職教職員や、委託先である公益財団法人静岡県スポーツ協会を通じて各市町スポーツ協会・競技団体等への働きかけを行うことにより、登録者数は増加を続けてきまし</p> | |

た。一方、成果目標である新規登録者数は、事業開始直後を基準として設定していることから、現状としては目標値に大きく届かない状況が続いています。

今回いただいた御意見を踏まえ、今後は人材バンク登録者が指導者として活躍することを推進するため、よりマッチング業務に注力することとし、業務に応じた目標値の設定を検討します。

また、業務の内容について改めて見直しを図ったうえで委託を行うとともに、指導者を希望する学校のニーズに対応ができるよう、努めてまいります。

「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、市町における「部活動指導員対象の研修会の実施」を補助要件としていましたが、令和5年度から「県教育委員会主催研修会への参加」も可能と研修の扱いを拡大したところ、9月に教育委員会が行った研修会では、6市町から34人の参加が見られました。今後も、県教育委員会主催による研修会の活用を呼びかけることにより、市町が活用しやすい補助金となるよう努めてまいります。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局健康体育課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し</p> <p>3 内 容 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）の規定に基づき、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとされていることから、静岡県においては、夜間課程を置く県立高等学校20校のうち、令和4年度末時点で14校において夜間学校給食が実施されています（令和4年度の経費総額は29,850千円余）。</p> <p>夜間学校給食は、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することなどに重点を置いて実施されてきたところですが、近年は、夜間学校給食が実施されている県立高等学校においては、在籍生徒数や有職生徒数が減っており、また、コンビニエンスストアの普及等により、夜間学校給食の喫食率の低さが課題となっている状況です。このような状況に加えて、物価高騰等により、夜間学校給食に要する費用は今後とも上がっていくことが想定されます。また、直近にも受託業者が業務提供を急遽中止するなどしており、受託業者の確保も課題となっています。</p> <p>このような中、現在の実施方法を継続していくことが困難な学校があると考えられます。令和4年8月に健康体育課において各校の実態調査を実施していますが、完全給食と補食給食等の実施方法や全員喫食と希望喫食等の申込みルールに関して、経済性を考慮した上で、様々な観点から実態に即した適切な見直しができるよう、各学校等と連携して検討してください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>夜間課程を置く高等学校における学校給食については、夜間定時制高等学校の役割や生徒の食を取り巻く環境が大きく変容し、生徒の就労状況、生活リズム、食へのニーズなど環境の変化に必ずしも適合しなくなっているものの、勤労状況や家庭事情等により栄養摂取の機会とする生徒もいることから、学校給食の廃止を前提とした検討ではなく、様々な観点から検討していきます。</p> <p>具体的には、学校実態調査の結果を更に分析し、学校が抱える課題や夜間学校給食が果たす役割等を整理し、実態に即した適切な運営となるよう学校等と協議していきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 警察本部総務部広報課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信</p> <p>3 内 容 警察本部総務部広報課は、休日等に警察本部当直者が行う報道機関への情報提供時における指導が十分ではなかったことから、担当の当直者が傷害事件の容疑者の逮捕に関する広報資料を報道機関あてにメール送信した際、誤って他の事件に関する情報を含めて送信してしまったため、当該事件に係る要配慮個人情報及び捜査に関する内部情報が流出した。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>令和4年12月31日に発生した本件誤送信の原因は、機器操作の不慣れと確認を怠ったこと及び当該職員の理解不足によるものです。</p> <p>令和5年1月、PDFファイルを作成するためのスキャナーの読み取り機能を片面のみに設定変更し、読み取り時、確実に目視確認ができるよう、誤送信防止対策を実施しました。</p> <p>さらに同月、報道提供するファイルには不必要な情報を入力しないこと、報道提供する際には複数人の目で確認すること、報道提供の際は当直責任者又は副責任者が責任をもって送信することについて、報道対応責任者を始めとする全職員に向けて指導教養を行いました。</p> <p>今後も、上記改善措置の徹底を図るとともに、人事異動期における担当者研修会等において機器の操作要領や報道提供時の確認の徹底について指導教養を行い、再発防止を図ってまいります。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 警察本部交通部運転免許課 | 令和5年9月29日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 運転免許証交付業務の不適切な取扱い 3 内 容 警察本部交通部運転免許課は、令和5年3月に、運転免許システムの操作を誤り、運転免許センター及び警察署での運転免許証交付業務を約25分間停止し、来庁者のうち約140人が当日免許の交付を受けることができなかった。 | |
| 【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本件は、業務試験用に作成した運転免許証のICチップ内のデータに不備があり、試験時にエラーが発生したため、運転免許システムに何らかの障害が発生していると誤認し、同システムの使用を一時的に停止させたものです。 実際にはシステムの障害は発生しておらず、別方法により試験を実施したところ正常に処理が終了したため、業務を再開しています。 <問題点> 試験時にエラーとなる不適格なデータが存在し、それを使用してしまったことです。 2 所属における再発防止策 不適格なデータを修正するとともに、試験方法に関する職員指導を徹底しました。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 警察本部交通部運転免許課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 運転免許学科試験における解答が印字された問題用紙の誤配布</p> <p>3 内 容 警察本部交通部運転免許課は、運転免許学科試験の問題用紙を印刷する際、誤って解答が印字された問題用紙を印刷し、東部運転免許センターに送付した。</p> <p>東部運転免許センターは、問題用紙に解答が印字されていることに気付かず、令和5年3月31日実施の運転免許試験で、当該解答が印字された問題用紙を誤配布した。</p> <p>この結果、問題用紙の誤配布があった試験を中断し、93人の受験者の試験をやり直すこととなった。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、解答が印字された運転免許学科試験の問題用紙を誤って配付・使用してしまったもので、受験者からの指摘により判明し、即時、試験を中止の上、別の問題用紙により再試験としたものです。</p> <p><問題点></p> <p>学科試験問題を印刷、配付、使用する各段階で、チェック機能が働いていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>学科試験問題用紙を確実にチェックすることができる手順を定めるとともに、手順に関する職員指導を徹底しました。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 警察本部警務部監察課 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事の根絶への取組</p> <p>3 内 容 令和4年度中の不祥事多発を受け、警察本部では、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めていますが、令和5年度に入ってから、白バイによるパトロール中の窃盗や覚醒剤取締法違反の疑いなど現役警察官が逮捕される不祥事が多発しています。</p> <p>これらの不祥事は、県民の警察への信頼を著しく失墜させるものです。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>令和5年7月22日、本部長名の通達を発出し、綱紀肅正を図ったのに続き、同月25日には、緊急所属長会議を開催して、警察署長をはじめとする所属長自らが、職員との直接対話により、身上の丁寧な把握を行い、職員の心に直接届くような職務倫理教養の再徹底を図り、所属の実情に応じた取組を進めています。さらに、令和5年9月からは、警察本部各部長が、各所属に出向き、講話を実施しながら、各所属の取組を強力に後押ししています。</p> <p>また、令和5年8月2日、本部長が、職員一人一人の心に直接語りかけるべくビデオメッセージを配信して、第一線の士気に影響が及ばないよう引き締めを図りました。</p> <p>現在、直接対話により把握した意見・要望を踏まえ、不安や悩みを相談し易く、また職員の非行の兆しについてもしっかりと情報共有されるよう、更に風通しの良い勤務環境の構築に向けた取組を進めています。具体的には、部内相談体制の拡充と活性化を図るため、9月25日にはピアサポーター(部内相談員)を対象に、また、10月23日には幹部職員を対象に部外講師を招聘し、研修を実施しています。引き続き、不祥事の根絶に向け、再発防止策を実効ある形で着実に進めて参ります。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 富士土木事務所 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り</p> <p>3 内 容 富士土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過小に算定され、2件77,400円の収入欠損が発生した。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、令和4年4月からの県営住宅の家賃を算定するため、入居者の収入認定を行うに当たり、入居者から提出された収入申告書類を基に行うデータ入力原票への転記を誤ったため発生したものです。</p> <p>対象となった入居者に対しては、その理由を説明の上、収入再認定を行い、令和4年10月から改定後の家賃を徴収しました。</p> <p>再発防止策として、収入申告書の確認・転記作業について、県営住宅団地ごと主担当・副担当を決めてダブルチェックを行いました。</p> <p>今後は、ダブルチェックを徹底して再発防止に努めます。さらに、ICT化による人的ミス防止を図るため、県内の一部の市から提供を受けている入居者の課税所得証明書のデータ提供について、他の市においても提供が受けられるように本庁所管課を通じて市と協議していきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 袋井土木事務所 | 令和5年9月29日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 道路占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 袋井土木事務所は、道路占用料の算定を誤り、平成30年度から令和4年度までの間、徴収不足80件1,823,891円、過徴収1件99,000円及び還付加算金1件1,100円を発生させた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、静岡県の道路占用許可工作物の採寸方法が国や他県の採寸方法と異なるものについて、全国規模の大手通信事業者等が、国や他県の採寸方法と同様であると思い込んで許可申請したものを、担当者もその違いをよく確認せずに許可したことが原因で占用料の算定額を誤ってしまったものです。</p> <p>また、許可更新の際に関係図面等の添付を省略できる扱いとしており、当初許可時の誤りに気が付けないまま許可更新を続けていました。</p> <p>そのため、時効成立していない過去5年間分の占用料徴収不足分に対する追加徴収と、過徴収分に対する還付及び還付加算金の支払いを令和5年3月31日までに終わりました。</p> <p>今回の誤りの判明後、許可起案時に作成しているチェックリストに当該項目を追加しました。</p> <p>今後とも、誤りが発生した事案についてはチェックリストの項目追加を行い、職場内研修などを通じて占用許可事務に従事する職員の専門度と熟度を高めつつ、業務改善について他土木事務所とも情報共有を図り許可誤りの防止に努めます。</p> | |